

第34号議案関係資料

地域福祉事業の取扱いについて

平成15年7月

鹿児島地区合併協議会

(様式2) その1 行政制度等の調整方針(案)
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項目		現況			
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
1	地域福祉センター管理運営事業	該当なし	(1)内容 吉田町地域福祉センター (デイ支援センター) ・利用時間 8:30~17:00 ・使用料 有料 ・対象 特に限定していない (2)管理運営 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会に委託 (3)14年度予算 12,714千円	該当なし	該当なし
2	民生委員・児童委員活動促進事業	(1)地区数 44地区 (2)委員数(定数) 地域担当委員 776人 主任児童委員 88人 計 864人 (3)1人あたりの世帯数 300世帯 (4)1人あたりの活動費 地区会長 202,920円 地区副会長 161,000円 一般委員 155,000円 (5)地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 2,000円	(1)地区数 1地区 (2)委員数(定数) 地域担当委員 20人 主任児童委員 2人 計 22人 (3)1人あたりの世帯数 197世帯 (4)1人あたりの活動費 地区会長 127,300円 地区副会長 97,300円 一般委員 62,300円 (5)地区民児協運営費 県の財政支援がある	(1)地区数 1地区 (2)委員数(定数) 地域担当委員 14人 主任児童委員 2人 計 16人 (3)1人あたりの世帯数 154世帯 (4)1人あたりの活動費 地区会長 92,000円 地区副会長 82,000円 一般委員 72,000円 (5)地区民児協運営費 県の財政支援がある	(1)地区数 1地区 (2)委員数(定数) 地域担当委員 31人 主任児童委員 2人 計 33人 (3)1人あたりの世帯数 154世帯 (4)1人あたりの活動費 地区会長 62,300円 地区副会長 62,300円 一般委員 62,300円 (5)地区民児協運営費 県の財政支援がある
		参考 国・県の財政支援 国からの交付税 ア 活動費 委員1人につき 60,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 0円 ウ 地区会長活動費 0円	参考 国・県の財政支援 県からの交付金 ア 活動費 委員1人につき 62,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円 ウ 地区会長活動費 11,920円	参考 国・県の財政支援 県からの交付金 ア 活動費 委員1人につき 62,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円 ウ 地区会長活動費 11,920円	参考 国・県の財政支援 県からの交付金 ア 活動費 委員1人につき 62,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円 ウ 地区会長活動費 11,920円

(様式2) **その2**
(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし	該当なし	吉田町のみ	吉田町の地域福祉センターについては、合併時に現行どおり引き継ぐものとし、管理運営については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。
(1)地区数 1地区 (2)委員数(定数) 地域担当委員 29人 主任児童委員 2人 計 31人 (3)1人あたりの世帯数 144世帯 (4)1人あたりの活動費 地区会長 180,000円 地区副会長 120,000円 一般委員 120,000円 (5)地区民児協運営費 県の財政支援がある	(1)地区数 1地区 (2)委員数(定数) 地域担当委員 20人 主任児童委員 2人 計 22人 (3)1人あたりの世帯数 150世帯 (4)1人あたりの活動費 地区会長 172,400円 地区副会長 122,400円 一般委員 122,400円 (5)地区民児協運営費 県の財政支援がある	活動費等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
参考 国・県の財政支援 県からの交付金 ア 活動費 委員1人につき 62,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円 ウ 地区会長活動費 11,920円	参考 国・県の財政支援 県からの交付金 ア 活動費 委員1人につき 62,300円 イ 地区民児協運営費 1地区につき 200,000円 委員1人につき 1,600円 ウ 地区会長活動費 11,920円	5町は、県が地区民児協へ交付金を交付。	

(様式2) その1 行政制度等の調整方針(案)
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項目		現況			
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
3	民生委員・児童委員指導事業	民生委員候補者は地区選考会から市推薦会へ推薦。 (1) 民生委員推薦会 委員数 14人 委員報酬(日額) 10,300円 調査報酬(日額) 10,300円 開催回数 年6回 (2) 地区選考会 選考会 44地区 謝金(1件につき) 4,000円 (3) 研修 現任委員研修 年1回 新任委員研修 年1回	集落公民館長及び民生委員の意見を聴取し、調査内諾を得て、推薦会で候補者の推薦を決定。 (1) 民生委員推薦会 7人 5,200円 0円 必要に応じ随時 (2) 地区選考会 なし なし (3) 研修 なし なし	地域公民館長へ選考依頼。 (1) 民生委員推薦会 7人 5,400円 0円 必要に応じ随時 (2) 地区選考会 なし なし (3) 研修 なし なし	集落長及び前任民生委員へ候補者の推薦を依頼。 (1) 民生委員推薦会 14人 5,400円 0円 必要に応じ随時 (2) 地区選考会 なし なし (3) 研修 なし なし
4	民生委員児童委員協議会事務局運営事業	(1) 事務局 市民生委員児童委員協議会(44地区の民生委員児童委員協議会で構成)が設置 (2) 職員体制 事務局長1人(嘱託)、職員1人(嘱託)、事務補助1人 (3) 補助金 民生委員児童委員協議会事務局運営費 10,724,000円	(1) 事務局 社会福祉協議会 (2) 職員体制 職員1人(兼務) (3) 補助金 なし	(1) 事務局 社会福祉協議会 (2) 職員体制 職員2人(兼務) (3) 補助金 なし	(1) 事務局 喜入町 いきいき対策課 (2) 職員体制 係長が兼務 (3) 補助金 なし

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
地域公民館長へ選考依頼。 (1)民生委員推薦会 7人 4,200円 0円 年1回 (2)地区選考会 なし なし (3)研修 なし なし	自治公民館ごとに候補者を推薦。 (1)民生委員推薦会 7人 5,100円 0円 必要に応じ随時 (2)地区選考会 なし なし (3)研修 なし なし	候補者の推薦方法が異なる	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
(1)事務局 松元町 保健福祉課 (2)職員体制 保健福祉課長兼務 (3)補助金 なし	(1)事務局 郡山町 保健福祉課 (2)職員体制 係長が兼務 (3)補助金 なし	事務の主体が異なる	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(様式2) その1 行政制度等の調整方針(案)
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
5 社会福祉協議会補助事業	(1)事業所 山下町15-1 かごしま市民福祉プラザ内 鹿児島市社会福祉協議会 (2)設 立 昭和29年12月11日 (3)社会福祉法人化 昭和37年9月15日 (4)組 織 (平成14年6月1日現在) 顧問1人、監事3人、理事16人、 評議員33人、職員51人、嘱託 職員90人、事務補助員30人、 44校区社協、45地区社協 (5)補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・市社協福祉活動普及事業 ・ふれあいのまちづくり事業 ・小口融資貸付事業 ・在宅介護講習会事業	(1)事業所 吉田町本城1687-2 地域福祉センター内 吉田町社会福祉協議会 (2)設 立 昭和28年10月1日 (3)社会福祉法人化 昭和44年10月23日 (4)組 織 (平成14年10月1日現在) 顧問2人、監事2人、 理事10人、評議員25人、 職員10人、嘱託職員4人、 非常勤職員12人 (5)補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・社会福祉協議会運営費補助 ・心配ごと相談事業	(1)事業所 桜島町横山1722番地17 老人福祉センター内 桜島町社会福祉協議会 (2)設 立 昭和27年8月16日 (3)社会福祉法人化 昭和48年7月5日 (4)組 織 (平成14年10月1日現在) 理事10名、監事2名、 評議員21名、職員3名 (5)補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・社会福祉協議会運営費補助金 ・心配ごと相談所設置事業 ・地域福祉活動推進事業	(1)事業所 喜入町中名1000番地22 老人憩いの家内 喜入町社会福祉協議会 (2)設 立 昭和45年9月14日 (3)社会福祉法人化 昭和45年10月26日 (4)組 織 (平成14年10月1日現在) 理事7名、評議員20名、 監事2名、職員16名、 パート23名 (5)補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・社会福祉協議会運営費補助金 ・心配ごと相談事業 ・社会福祉活動事務職員補助金
6 ボランティアセンター運営 費補助事業	鹿児島市社会福祉協議会設置 (1)職員体制 所長1名(総務課長併任)、職員1名、 コーディネーター2名(嘱託) (2)活動内容 ・ボランティアの育成、研修、教育 ・ボランティアリーダーの育成 ・ボランティアの需要調整 ・ボランティア団体や市民への情報提供 ・ボランティア団体の相互交流の場の提供 (3)14年度予算額 21,357千円 (4)ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 207団体 14,613人 個人 589人	吉田町社会福祉協議会設置 (1)職員体制 コーディネーター1名(非常勤) (2)活動内容 サロン事業及びボランティアの育成 のため、取りまとめ役及び調整役とし ての人的確保を行い社会奉仕活動育成 の円滑な推進を図る。 (3)14年度予算額 450千円(うち人件費300千円) (4)ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 13団体 213人 個人 7人	桜島町社会福祉協議会設置 (1)職員体制 コーディネーター2名 (非常勤、15年度から1名増) (2)活動内容 ・ボランティア団体の育成 ・ボランティアの需要調整 ・ボランティア情報誌の発行 (3)14年度予算額 159千円 (参考 15年度予算額) 576千円 (4)ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 6団体 321人 個人 なし	喜入町社会福祉協議会設置 (1)職員体制 職員1名(専任)、 コーディネーター 1名 (社協事務職兼務) (2)活動内容 ・ボランティア団体の育成 ・ボランティアリーダーの育成 ・ボランティア団体や市民への情報提供 ・ボランティア団体の相互交流の場の提供 ・ボランティア情報誌の発行他 (3)14年度予算額 委託料 1,550千円(事務費) (4)ボランティアセンター登録者数 (14.9.30現在) 10団体 168人 個人 5人

(様式2) その2
(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(1)事業所 松元町上谷口2768-8 松元町老人福祉センター内 松元町社会福祉協議会</p> <p>(2)設 立 昭和53年7月18日</p> <p>(3)社会福祉法人化 昭和53年</p> <p>(4)組 織 (平成14年6月1日現在) 監事2人、理事12人、 評議員30人、職員2人、</p> <p>(5)補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・町社協福祉活動普及事業 ・心配ごと相談事業 ・社会福祉大会費</p>	<p>(1)事業所 郡山町郡山176 郡山町老人福祉センター内 郡山町社会福祉協議会</p> <p>(2)設 立 昭和26年</p> <p>(3)社会福祉法人化 昭和53年3月3日</p> <p>(4)組 織 (平成14年10月1日現在) 監事2人、理事12人、 評議員25人、職員3人</p> <p>(5)補助事業(15年度予算) ・福祉活動専門員設置事業 ・町社協福祉活動普及事業 ・心配ごと相談所設置事業 ・地域福祉活動推進事業</p>	補助の対象が異なる	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p> <p>(具体的な事業、組織等については、鹿児島地区社会福祉協議会合併協議会の協議を踏まえ、必要な調整を行う。)</p>
<p>松元町社会福祉協議会設置(個人) 松元町教育委員会社会教育課設置(団体)</p> <p>(1)職員体制 個人 コーディネーター 1名 (事務局長兼務) 団体 コーディネーター 1名(非常勤) 社会教育指導員 1名(兼務)</p> <p>(2)活動内容 個人 団体 ・ふるさと美化活動 ・ボランティアセンターだより発行 ・駅周辺清掃活動 ・花の苗づくり ほか</p> <p>(3)14年度予算額 個人 団体</p> <p>(4)ボランティアセンター登録者数 (14.3.31現在) 17団体 492人 個人 144人</p>	<p>郡山町社会福祉協議会設置</p> <p>(1)職員体制 事務局長 1名(社協事務局長兼任)、 職員 2名(社協事務職員兼任)、 コーディネーター 2名</p> <p>(2)活動内容 ・ボランティアの育成、研修、教育 ・ボランティアリーダーの育成 ・ボランティアの需要調整 ・ボランティア団体や市民への情報提供 ・ボランティア団体の相互交流の場の提供</p> <p>(3)14年度予算額 補助額(コーディネーター人件費) 312千円</p> <p>(4)ボランティアセンター登録者数 (14.4.1現在) 17団体 325人 個人 48人</p>	実施主体及び事業内容が異なる	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p> <p>(具体的な事業、組織等については、鹿児島地区社会福祉協議会合併協議会の協議を踏まえ、必要な調整を行う。)</p>

(様式2) その1 行政制度等の調整方針(案)
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
7 小災害救助	<p>(1)避難所の設置箇所数 150箇所 (地域福祉館や小中学校など)</p> <p>(2)生活物資の備蓄状況 毛布 2,132枚 タオルケット 2,248枚 タオル 1,965枚 (平成14年4月1日現在)</p> <p>(3)要綱等の有無 災害救助法適用外の罹災者に対する応急的な救助について要綱等を設けている。</p> <p>(4)火災発生時の対応 人家火災の場合、担当者は災害現場に向かい(夜間を含む)罹災者に宿泊先など確認し、宿泊先がない場合福祉館等を紹介する。</p> <p>(5)小災害に対する見舞金 ア 死亡者の遺族(災害弔慰金) 死亡者が世帯の生計維持者の場合 100,000円 1以外の場合死亡者1人につき 70,000円 イ 傷害者(災害見舞金) 傷害者が世帯の生計維持者の場合 30,000円 1以外の場合死亡者1人につき 20,000円 ウ 全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯 災害見舞金 (ア) 1世帯につき14,000円とし、世帯員2人から8,000円を加算する。 (イ) 災害見舞品 ・ 4月から9月まで世帯員1人につきタオルケット1枚 ・ 10月から3月まで世帯員1人につき毛布1枚 エ 半焼、半壊、床上浸水又は消火水損等により被害を受けた世帯 災害見舞金 (ア) 1世帯につき7,000円とし、世帯員2人から4,000円を加算する。 (イ) 災害見舞品 ・ 4月から9月まで世帯員1人につきタオルケット1枚 ・ 10月から3月まで世帯員1人につき毛布1枚</p>	<p>(1)避難所の設置箇所数 20箇所</p> <p>(2)生活物資の備蓄状況 なし</p> <p>(3)要綱等の有無 設けている。</p> <p>(4)火災発生時の対応 各公民館で対応している。(ただし、身内がないなどやむを得ない場合のみ)</p> <p>(5)小災害に対する見舞金 ウ 住宅が全壊または、滅失もしくは全焼した場合 その世帯に 50,000円以内 エ 住宅が半壊または半焼した場合 その世帯に 30,000円以内 カ 自らの資力で仮設住居を設置し、一時的な住居の用に供するもので補助金を必要とするものが対象で、補助金の交付額は、建築費等の2分の1とし、100万円を限度額とする。 キ 災害を受けた場合に解体作業および土砂除去作業にかかる費用の額が50万円以上と査定されるものについて20万円以内の助成をする。</p>	<p>(1)避難所の設置箇所数 24箇所 (公民館や小中学校など)</p> <p>(2)生活物資の備蓄状況 日赤の分あり (日赤は町が所管)</p> <p>(3)要綱等の有無 設けている。</p> <p>(4)火災発生時の対応 職員(保健福祉課)が向かい連絡、物資の支給(日赤)あり。宿泊先がない場合は公民館が対応。</p> <p>(5)小災害に対する見舞金 ウ 住宅が全壊または、滅失もしくは全焼した場合 その世帯に 50,000円以内 エ 住宅が半壊または半焼した場合 その世帯に 30,000円以内 オ 住宅の一部が著しく損壊又は損焼した場合、エの定める額の範囲内で町長が定める。</p>	<p>(1)避難所の設置箇所数 14箇所 (職員を配置している)</p> <p>(2)生活物資の備蓄状況 なし</p> <p>(3)要綱等の有無 設けていない。</p> <p>(4)火災発生時の対応 特になし</p> <p>(5)小災害に対する見舞金 火災が発生した場合、一律20,000円を支出</p>

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1) 避難所の設置箇所数 13箇所 (2) 生活物資の備蓄状況 なし (3) 要綱等の有無 設けていない。 (4) 火災発生時の対応 特になし (5) 小災害に対する見舞金 火災が発生した場合、一律100,000円を支出 (保健福祉課で予算化)	(1) 避難所の設置箇所数 14箇所 (公民館や小中学校など) (2) 生活物資の備蓄状況 なし (3) 要綱等の有無 設けていない。 (4) 火災発生時の対応 住宅等の世話については、やむを得ない場合は組織の中で対応する(公民館等)。 (5) 小災害に対する見舞金 該当なし	制度が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(様式2) その1 行政制度等の調整方針(案)
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
8 地域振興基金	(1)名称 地域振興基金 (2)目的 高齢化社会に対応した施策を実施するための基金 (3)基金高等 ・ 末 1,151,460,000円 ・ 運用益(予算) 3,457,718円 ・ 末(見込) 1,151,460,000円 (4)基金の活用方法 運用益のみ充当 (5)基金の使途事業 福祉ふれあいフェスティバル事業 長才(おせ)まつり開催事業 社会福祉協議会への補助	(1)名称 地域振興基金 (2)目的 高齢化社会に対応した施策を実施するための基金 (3)基金高等 ・ 末 23,008,720円 ・ 運用益(予算) 18,000円 ・ 末(見込) 23,026,720円 (4)基金の活用方法 運用益は基金に積み立て (5)基金の使途事業 現在のところ計画なし	(1)名称 地域福祉基金 (2)目的 高齢者の福祉を増進するための基金 (3)基金高等 ・ 末 127,129,404円 ・ 運用益(予算) 0円 ・ 末(見込) 109,309,000円 (4)基金の活用方法 積立基金の取り崩し (5)基金の使途事業 敬老金支給事業 すこやか長寿社会づくり推進事業 地域福祉ネットワークづくり推進事業 地域福祉活動推進事業 はり・きゅう施術事業 寝たきり老人等介護手当事業 生きがい対応型デイサービス	(1)名称 地域福祉基金 (2)目的 福祉活動の促進、快適な生活環境の形成を図るための資金 (3)基金高等 ・ 末 67,853,000円 ・ 運用益(予算) 1,000円 ・ 末(見込) 67,853,000円 (4)基金の活用方法 運用益のみ充当 (5)基金の使途事業 しん灸等施術補助事業
		(1)名称 地域福祉基金 (2)目的 高齢者の保健福祉の増進を図るための資金 (3)基金高等 ・ 末 170,853,294円 ・ 運用益(予算) 68,000円 ・ 末(見込) 170,853,294円 (4)基金の活用方法 運用益のみ充当 (5)基金の使途事業 一般財源化		

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1)名称 地域福祉基金 (2)目的 高齢者の保健福祉の増進を図る (3)基金高等 ・ 末 167,000,000円 ・ 運用益(予算) 133,600円 ・ 末(見込) 167,000,000円 (4)基金の活用方法 運用益のみ充当 (5)基金の使途事業 町内循環バス運行補助金	(1)名称 地域福祉推進基金 (2)目的 高齢者保健福祉施策を積極的に推進し、在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活性化等を図る。 (3)基金高等 ・ 末 80,950,617円 ・ 運用益(予算) 58,000円 ・ 末(見込) 30,950,617円 (4)基金の活用方法 運用益のみ充当 (5)基金の使途事業 在宅ねたきり老人等介護手当助成事業	基金の活用方法等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (各町の基金は、鹿児島市の地域振興基金に積み立てる。)

(様式2) その1 行政制度等の調整方針(案)
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項 目		現 況			
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
9	社会福祉功労者表彰式	社会福祉功労者表彰要綱で対応 (1)対象者 表彰状の贈呈 ア 民生委員児童委員 イ ホームヘルパー、相談員等の非常勤職員 ウ 社会福祉施設の長又は職員(鹿児島市職員及び鹿児島県職員を除く。 エ 社会福祉協議会、社会事業協会 その他民間社会福祉団体等の役員又は職員 オ 共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体 カ ボランティア活動又はボランティア活動への支援を行う個人又は団体(オに該当するものを除く) キ 障害を有する者 ク 母子世帯、父子世帯等に属するもの ケ その他社会福祉功労者 感謝状の贈呈 ア 上記ア～カまでの対象者のいずれかに該当する者 イ その他	該当なし	町民表彰規程の中で対応 (1)対象者 ・社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者	町民表彰条例の中で対応 (1)対象者 ・社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者

(様式2) **その2**
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
町民表彰規則の中で対応 (1)対象者 ・社会福祉事業の振興に貢献し、 その功績が特に顕著な者	町民表彰条例の中で対応 (1)対象者 ・社会福祉事業及び援護事業の 向上に貢献し、その功績が特に 顕著な者	鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山 町が実施しているが、制度が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

(様式2) その1 行政制度等の調整方針(案)
 (24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
10 戦没者追悼式	(1)趣旨 昭和12年の日華事変から太平洋戦争における、市出身戦没者(8,270柱)及び一般戦災死没者(3,329柱)の霊を慰め、併せて遺族のこれまでの心労を労うとともに世界平和を祈念する。 (2)時期 10月 (3)14年度予算 ・参加者記念品 550,000円 ・追悼式会場設営委託料 491,000円 ・アトラクション 500,000円 ・献花 27,300円 (4)その他戦没者慰霊祭関係の供花(14年度予算) (財)太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会 20,000円 鹿児島戦没者墓地秋季慰霊祭 15,750円 吉野地区戦没者慰霊祭 15,750円 人間の碑慰霊祭 21,000円	(1)趣旨 過去の戦争における吉田町出身戦没者及び一般戦災死没者の霊を慰め、併せて遺族のこれまでの心労を労うとともに世界平和を祈念する。 (2)時期 3月 (3)14年度予算 ・追悼式食糧費 70,000円 ・追悼式献花 34,000円 ・慰霊塔清掃委託料 60,000円 ・追悼式役務費 7,000円 (4)その他戦没者慰霊祭関係の供花(14年度予算) なし	(1)趣旨 桜島町出身戦没者の霊を慰め、平和を祈念する行事 (2)時期 11月 (3)14年度予算 ・三宝菓子(供物) 15,000円 ・型菓子(供物) 54,000円 (4)その他戦没者慰霊祭関係の供花(14年度予算) 第二次世界大戦戦亡者慰霊祭 毎年10月下旬か11月初旬に世界の平和を願って戦亡者の慰霊を行っている。参列者約60名。 (遺族会が実施)	(1)趣旨 該当なし (2)時期 なし (3)14年度予算 なし (4)その他戦没者慰霊祭関係の供花(14年度予算) なし

(様式2) その2

(24) 地域福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1)趣旨 該当なし	(1)趣旨 戦没者及び遺族に追悼の誠を捧げ、永久の平和を願って追悼式を実施する。	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町が実施しているが、式典の趣旨等が異なる	鹿児島市の「戦没者追悼式」は現行どおり実施する。 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町で実施している事業については、地域性を考慮して実施する。
(2)時期 なし	(2)時期 11月		
(3)14年度予算 なし	(3)14年度予算 祭壇 材料代一式 30,000円 生花 100,800円 式典用型菓子代 51,000円 献酒 6,000円 二段式生花 67,200円 献花用生花 20,160円 鉢物リース 10,000円		
(4)その他戦没者慰霊祭関係の供花 (14年度予算) 町戦没者合同慰霊祭 松元町遺族会が主催し、毎年3月に老人福祉センターで実施。参加者約30名(経費は全て町遺族会負担)	(4)その他戦没者慰霊祭関係の供花 (14年度予算) 特になし		